

令和5年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 令和5年5月29日（月）11時00分～11時20分

場 所 九州農政局第7会議室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

概 要

1. 委員長（九州農政局長）から以下の発言。

- ・平成19年、緑資源機構の発注に関し当省OBが関与した官製談合事件等を契機に、国民の信頼確保を目的として「農林水産省発注者綱紀保持規程」が制定され、それを踏まえ「九州農政局発注者綱紀保持委員会」を設置。
- ・平成30年度には東日本大震災復旧工事を巡り、職員が当省OBの働きかけに応じて懲戒免職処分となる不祥事案が発生。
- ・九州農政局としても、事業（務）所等での研修の実施や事務連絡を発出し、職員への発注者綱紀保持の徹底を周知するなど取り組みを強化してきたところ。
- ・本日、審議する対策により、このような不祥事案が発生しないよう全職員が襟を正していく必要がある。

2. 以下の項目について、事務局（総務部総務課監査官）から説明。

- ・令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について
- ・九州農政局における令和5年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

3. 出席者からの意見・回答及び確認事項

- ・発注者綱紀保持対策については継続していくことが肝要。
- ・発注事務にあたっては、外部から疑念を持たれないようルールを厳守すること。

以 上

令和5年度

九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

会 議 資 料

日 時 : 令和5年5月29日(月)

場 所 : 農政第7会議室

令和5年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 令和5年5月29日（月）

場 所 農政第7会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について・・・・・・・・・・

資料1

（2）令和5年度発注者綱紀保持対策方針について・・・・・・・・・・

資料2

（3）その他

4. 閉 会

令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

(1) 研修等の実施状況

令和4年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を中心に各種会議等において、発注者綱紀保持に係る研修を実施した。なお、実施状況は以下のとおり。

開催日・研修等名	受講者	実施内容
R4.4.25 令和4年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計15名	・総務部長から注意喚起 ・「農林水産省発注者綱紀保持対策eラーニング」受講結果報告書の配布
R4.7.27 令和4年度 管内事業（務）所次長（事務）及び用地・管理担当者会議	管内事業（務）所の事務次長及び用地・管理担当課長 計22名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R4.11.1 令和4年度 管内国営事業（務）所技術専門官等会議	管内事業（務）所の技術専門官 計21名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R4.11.14～12.23 発注者綱紀保持eラーニング研修	管内全職員（休職者等、非常勤職員除く） 計1,577名 (100%受講)	・eラーニング 本省主催、全職員を対象とした発注者綱紀保持対策eラーニング研修
R4.11.24 令和4年度 管内国営事業（務）所工事課長等会議	管内事業（務）所の工事課長等 計18名	・講義 大臣官房予算課研修資料「独占禁止法と官製談合防止法について」を用いて説明
R4.11.29 令和4年度 管内県拠点・事業所等庶務担当課長等会議	管内県拠点総括農政管理官、管内事業（務）所庶務課長、局内庶務主任等 計28名	・総務部長から注意喚起 ・「令和4年度農林水産省発注者綱紀保持研修企画立案担当者研修」の資料について周知
R4.12.15 令和4年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計15名	・総務部長から注意喚起
R5.1.17 令和4年度 管内庶務等関係事務担当者会議	管内県拠点及び管内事業（務）所庶務担当者、局内総務係長 計63名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R5.3.2～3.10 情報遺漏・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	・今年度の本省・他の地方農政局等からの転入者、新規採用者及び昨年度の研修を未受講の職員 計95名	・Web方式 ・発注者綱紀保持 ・ロールプレイ ・理解度チェック
R5.3.16 管内事業（務）所等設計・積算・施工担当者会議	・管内事業（務）所等積算担当者 計101名	・講義 発注者綱紀保持eラーニング研修の回答解説を用いて説明

R5.3.23 令和4年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計15名	・総務部長から注意喚起
R4.4.26～R5.3.23 退職予定職員に対する退職前研修	退職予定者 計139名	・大臣官房予算課研修資料「発注者綱紀保持対策及び独禁法、入札談合防止」を用いて説明

(その他研修関係)

- ・大臣官房予算課主催の発注者綱紀保持対策企画立案実務担当者研修参加 (Web 開催)
実施年月日：令和4年6月3日、参加者2名

- ・研修内容の周知状況のフォローアップ調査

令和5年2月28日に「農林水産省発注者綱紀保持対策eラーニング」受講結果報告書を局内各部（室）庶務主任、各県拠点総括農政推進官及び国営事業（務）所庶務課長に配布し、職員への周知を依頼した。

また、周知状況のフォローアップ調査を実施した結果、所属所のポータル掲示板に掲示、メールでの周知及び定例会議による説明や供覧等による周知が行われていることを確認した。

(2) 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

昨年度に引き続き、九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持の取組状況について以下の①から⑤を掲載した。

- ① 事業者の皆様へのお知らせ
- ② 農林水産省発注者綱紀保持規程
→ 最終改正版（R5. 1. 27 付）に更新した。
- ③ 発注者綱紀保持委員会規則
- ④ 九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
→ 最終改正版（R5. 2. 26 付）に更新した。
- ⑤ 九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
→ 令和4年度第1回委員会（R4. 5. 23 開催）の議事概要を掲載した。

なお、上記①の対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」については、平成19年8月16日付けで農水本省が作成したもの（農林水産省名）を掲載しているが、記載内容（農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載先 URL）について最新のものに更新する必要があるため、農林水産省発注者綱紀保持規程第15条の規定※に基づき、「別添資料」のとおり改正したい。

※ 第 15 条(発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知)

内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの長は、発注者綱紀保持対策の策定に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴くこととし、建設工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、競争参加有資格者に対し、発注者綱紀保持対策を掲示及びホームページにより周知するものとする。

(3) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について

令和 4 年度について、該当する事案なし。

(4) その他

管内の国営事業(務)所(6箇所:北部九州土地改良調査管理事務所、南部九州土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所、宮崎中部農業水利事業所、宇城農地整備事業所、筑後川下流右岸農地防災事業所)について、会計監査、行政文書監査及び情報セキュリティ監査の機会を利用し、現場担当者に事業者との応接の状況を確認した。

その結果、事業者の訪問時は、執務室内に事業者が入らないように庶務担当者が対応し、事業者との打合せは、カウンターや打合せスペースで行っている状況であった。

また、事務室入口部に執務室への出入り制限の貼り紙やカウンターにチラシを備えるなどの事業者への注意喚起が適切に行われていたことを確認した。

なお、現場担当者からの意見として、上記(2)の①「事業者への皆様へのお知らせ」の記載内容(農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載先 URL)について最新の規程のものに更新してほしいとの要望があった。

令和 5 年度発注者綱紀保持対策方針について

1 目的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修等を実施する。

(1) 研修対象者

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所の職員を対象とする。

(2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図るとともに、本省から提供された資料を活用し内容の充実を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため、本省が実施する「発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修」については、全職員が受講するよう取り組む。
- 3) 特に下記について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
 - ①令和 4 年度発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修の中で正解率の低かった項目(解説の周知)
 - ②不適正事案が起こる原因や対策(事例等)
- 4) 必要に応じて公正取引委員会及び大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

(3) その他

- 1) 管内の諸会議等を活用し、研修を実施する。
- 2) 退職予定職員に対する退職前研修を実施する。

3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和 4 年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

(2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

4 その他

執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の向上を図る。特に、国営管内事業(務)所については、会計監査、行政文書監査、情報セキュリティ監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者と応接環境等の改善に向けた意見交換を行う。

新 旧 対 照 表

別添資料

○「事業者の皆様へ」のお知らせ

(赤字は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">〔事業者の皆様へ〕</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和〇年〇月〇日 九州農政局</p> <p style="text-align: center;">農林水産省における発注者綱紀保持対策について</p> <p>1 農林水産省では、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程を制定しています。</p> <p>2 この規程に基づいて、九州農政局では、当局発注事務に関し事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取組を実施することになります。事業者の皆様におかれましては、九州農政局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">発注者綱紀保持規程による主な取組</p> <p>(1)事業者の皆様との応接方法について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 複数の職員により対応します。</p> <p>(2)不当な働きかけの記録・公表について</p> <p style="margin-left: 20px;">次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、九州農政局の発注者綱紀保持委員会に報告し、公表します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼</p> <p>② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼</p> <p>③ 受注すること又は受注させないことの依頼</p> <p>④ 公表前に、設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取</p> <p>⑤ 公表前に、総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取</p> <p>⑥ 公表前に、発注予定に関する情報聴取</p> <p>⑦ 公表前に、入札参加者に関する情報聴取</p> <p>⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">なお、農林水産省発注者綱紀保持規程及び九州農政局における発注者綱紀保持対策については、当局のホームページをご覧ください。 https://www.maff.go.jp/kyusyu/hachu/hattyuusyakoukikoukihojitaisaku/230207.html</p>	<p style="text-align: center;">〔事業者の皆様へ〕</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成19年8月16日 農 林 水 産 省</p> <p style="text-align: center;">農林水産省における発注者綱紀保持対策について</p> <p>1 農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程を制定しました。</p> <p>2 この規程に基づいて、農林水産省では、当省発注事務に関し事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取組を実施することになります。事業者の皆様におかれましては、農林水産省における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">発注者綱紀保持規程による主な取組</p> <p>(1)事業者の皆様との応接方法について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 複数の職員により対応します。</p> <p>(2)不当な働きかけの記録・公表について</p> <p style="margin-left: 20px;">次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、本省又は地方支分部局等の発注者綱紀保持委員会に報告し、公表します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼</p> <p>② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼</p> <p>③ 受注すること又は受注させないことの依頼</p> <p>④ 公表前に、設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取すること</p> <p>⑤ 公表前に、総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取</p> <p>⑥ 公表前に、発注予定に関する情報を聴取すること</p> <p>⑦ 公表前に、入札参加者に関する情報を聴取すること</p> <p>⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">なお、農林水産省発注者綱紀保持規程については、当省のホームページhttp://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/kitei.pdfをご覧ください。</p>